

愛知県立一宮西高等学校同窓会会則

第1条 本会は愛知県立一宮西高等学校同窓会と称する。

第2条 本会の本部を愛知県立一宮西高等学校内におき、必要に応じて支部をおくことができる。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に貢献することを目的とする。

第4条 本会は次のもので組織する。

会 員 愛知県立一宮西高等学校卒業生

特別会員 母校の現・旧教職員

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 (1名) 総会において会員より選出する。

副会長 (若干名) 同上

書 記 (若干名) 会員中より若干名、特別会員より若干名総会にて選出する。

会 計 (2名) 会員中より1名、母校事務職員より1名総会にて選出する。

監 査 (2名) 総会において会員より選出する。

顧 問 母校校長を推す。

相談役 (若干名) 会長がこれを推薦する。

役員の内任は1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 本会には役員のほか年度幹事をおく。年度幹事は、卒業年度の各ホームルームから2名を選出する。そして年度幹事中より常任幹事を各年度1名選出する。

第7条 本会の本部には事務局をおく。事務局は母校に勤務する会員によって運営する。

第8条 会員は入会に際して入会金1,500円、終身会費3,000円を納めるものとする。

第9条 本会の経費は入会金、会費及び寄附金をもって事業の経費とし、この保管は母校に委託する。ただし、総会の費用は別に徴収することがある。

第10条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本会の事業は役員会の協議によっておこなう。その事業及び会計は総会の際報告し、承認を得るものとする。

第12条 本会は次の事業をおこなう。

1. 毎年1回総会を開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 会員名簿及び同窓会報の発行配布
3. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第13条 会員は住所・氏名・職業(勤務先又は在学名)を、異動のたびに届け出る。

第14条 本会則の改正は、総会の出席者の3分の2以上の承諾を必要とする。

同窓会役員

役 職	氏 名	卒業回	〒	住 所	電 話
顧 問	林 幸男	校 長	491	一宮市大字浅野字野口	
会 長	山内 進	1	494	尾西市東五城字大平裏	
副会長	傍島章介	3	491	一宮市栄	
	小川健一	3	491	一宮市浅井町大日比野	
	則竹功雄	8	491-03	一宮市萩原町朝宮字中道	
書 記	浅野良二	6	494	尾西市北今西田面一ノ切	
	伊藤幸男	教 頭	490-11	海部郡大治町大字北間島	
	江村 弘	教 頭	444	岡崎市矢作町馬車	
会 計	金子秀夫	11	492	稲沢市国府宮1丁目	
	酒井 正	事務長	480-01	丹羽郡大口町下小口1丁目	
監 査	松山 猛	3	491	一宮市花池	
	川出孝行	7	491-03	一宮市萩原町串作大字東田面	
相談役	(当面は置かない)				

同窓会事務局

TEL 68-1191

卒業回	氏 名	〒	住 所	電 話
6	山内清生	494	尾西市開明字北小懂	
9	今枝義光	492	稲沢市大塚町	
11	金子秀夫	492	稲沢市国府宮1丁目	
11	平松雅夫	492	稲沢市稲沢町前田	